

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例施行規則をここに公布する。

平成二十六年十二月十八日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第六十八号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例（平成十八年広島県条例第四十六号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 幼稚園型認定こども園 次に掲げる施設をいう。
- イ 法第三条第一項の規定による認定を受けた、幼稚園教育要領（学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第二十五条の規定に基づき幼稚園の教育課程その他の保育内容に関して文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）に従って編成された教育課程に基づく教育を行うほか、当該教育のための時間の終了後、在籍している子どものうち保育を必要とする子どもに該当する者に対する教育を行う幼稚園
- ロ 法第三条第三項の規定による認定を受けた、幼稚園及び保育機能施設のそれぞれ用に供される建物及びその附属設備が一体的に設置されている施設であつて、次に掲げるもの
 - (1) 当該施設を構成する保育機能施設において、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行い、かつ、当該保育を実施するに当たり当該施設を構成する幼稚園との緊密な連携協力体制が確保されているもの
 - (2) 当該施設を構成する保育機能施設に入所していた子どもを引き続き当該施設を構成する幼稚園に入園させて一貫した教育及び保育を行うもの
- 二 保育所型認定こども園 法第三条第一項の規定による認定を受けた、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育所をいう。
- 三 地方裁量型認定こども園 法第三条第一項の規定による認定を受けた、保育を必要とする子どもに対する保育を行うほか、当該保育を必要とする子ども以外の満三歳以上の

子どもを保育し、かつ、満三歳以上の子どもに対し学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う保育機能施設をいう。

(認定こども園の長の資格)

第三条 条例第三条第一項の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

- 一 学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第二十条各号のいずれかに該当する者又はこれと同等の資質を有すると認められる者であること。
- 二 五年以上教育に関する職又は教育若しくは学術に関する業務に従事し、かつ、教育に関し高い識見を有する者であること。
- 三 二年以上児童福祉事業に従事した者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者であること。

(職員の資格の特例)

第四条 条例第三条第四項の規則で定める場合は、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園が次に掲げる要件を満たす場合とする。

- 一 学級担任のうち一人以上が幼稚園の教員免許状を有する者であること。
- 二 幼稚園の教員免許状を有する者以外の学級担任が、その者の意欲、適性、能力等を考慮して適当であり、かつ、その者が幼稚園の教員免許状の取得に向けた努力を行っていることと知事が認めること。

2 条例第三条第五項の規則で定める場合は、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園が次に掲げる要件を満たす場合とする。

- 一 満三歳以上の子ども（幼稚園教育要領に従って編成された教育課程に基づく教育を行い、又は学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う時間のみ利用する子ども及び子育て支援事業のみを利用する子ども以外の子ども（以下「教育及び保育時間相当利用児」という。）に限る。次号において同じ。）の保育に従事する職員のうち一人以上が保育士登録を受けた者であること。
- 二 保育士登録を受けた者以外の満三歳以上の子どもの保育に従事する職員が、その者の意欲、適性、能力等を考慮して適当であり、かつ、その者が児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第十八条の六に規定する保育士となる資格の取得に向けた努力を行っていることと知事が認めること。

(園舎の面積の特例)

第五条 条例第五条ただし書の規則で定める場合は、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園が既存施設（設置後相当の期間を経過した幼稚園又は保育所若しくは保育機能施設（その運営の実績等により適正な運営が確保されていると認められるものに限る。）をいう。以下同じ。）の場合であつて、条例第六条第二項本文の規定により満たさなければならぬ基準を満たすときとする。

(施設及び設備の設置の特例)

第六条 条例第六条第一項ただし書の同項第二号の規定を適用しないものとして規則で定める場合は、保育所型認定こども園又は地方裁量型認定こども園が当該認定こども園の付近にある屋外遊戯場に代わる適当な場所を使用する場合であつて、当該場所が次に掲げる要件を満たすときとする。

一 子どもが安全に利用することができること。

二 子どもが日常的な利用を確保できること。

三 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

四 条例第六条第三項各号の要件（地方裁量型認定こども園が既存施設の場合は、同項各号のいずれかの要件、保育所型認定こども園が既存施設の場合は、同項第一号の要件とする。）を満たすこと。

2 条例第六条第一項ただし書の同項第三号の規定を適用しないものとして規則で定める場合は、認定こども園が満三歳以上の子どもに対する食事の提供を当該認定こども園の施設外で調理して当該認定こども園に搬入する方法により行う場合であつて、次に掲げる要件を満たすときとする。

一 当該認定こども園において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を当該認定こども園の施設内に備えていること。

二 当該認定こども園の責任において子どもに対する食事の提供が行われ、当該認定こども園の食事の提供の責任者により、衛生、栄養等の面で業務上必要な注意が払われる体制が確保されるとともに、当該認定こども園と調理業務を行う者との役割の分担、経費の負担区分等が契約等において明確にされていること。

三 当該認定こども園その他の施設、保健所、市町に配置されている栄養士により献立について栄養の観点からの指導が受けられる体制にあるなど、栄養士による必要な配慮が行われていること。

四 認定こども園内における調理を業務委託する場合にあつては、当該業務を受託する者が、望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の育成等の認定こども園における給食の趣旨を十分に理解し、衛生、栄養等の面において、調理業務を適切に遂行できる能力を有していること。

五 子どもが年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供、アレルギー等への配慮、必要な栄養素の量を満たす食事の提供など、子どもに対し、内容、回数及び時機が適切な食事を提供することができること。

六 第九条第四項第六号の規定により作成する食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

（施設及び設備の面積の特例）

第七条 条例第六条第二項ただし書の規則で定める場合は、幼稚園型認定こども園又は地方裁量型認定こども園が既存施設の場合であつて、当該認定こども園の園舎の面積（満二歳以上満三歳に満たない子どもの保育の用に供する保育室、遊戯室その他の施設及び設備並

びに満二歳に満たない子どもの保育の用に供する乳児室、ほふく室その他の施設及び設備を除いたものの面積をいう。)が条例第五条本文の規定により満たさなければならぬ基準を満たすときとする。

2 条例第六条第三項ただし書の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 地方裁量型認定こども園が既存施設の場合にあつては、当該認定こども園の屋外遊戯場の面積が条例第六条第三項第一号又は第二号の要件を満たすこと。

二 幼稚園型認定こども園が既存施設の場合にあつては、当該認定こども園の屋外遊戯場の面積が条例第六条第三項第二号の要件を満たすこと。

三 保育所型認定こども園が既存施設の場合にあつては、当該認定こども園の屋外遊戯場の面積が条例第六条第三項第一号の要件を満たすこと。

(建物等の配置の特例)

第八条 条例第七条ただし書の規則で定める場合は、次に掲げる要件を満たす場合とする。

一 子どもに対する教育及び保育の適切な提供が可能であること。

二 子どもが建物及びその附属設備の間を移動する時の安全が確保されていること。

(教育及び保育の内容等)

第九条 条例第八条第一号の規則で定める内容は、次に掲げるものとする。

一 幼稚園教育要領及び保育所保育指針(平成二十年厚生労働省告示第四百四十一号)に基づく内容

二 認定こども園の利用を始めた年齢の相違により、集団生活の経験年数が異なる子どもがいることに配慮した内容

三 就学前の子どもに対する一貫した教育及び保育を、子どもの心身の発達の連続性を考慮して展開することに配慮した内容

四 子ども的一天における生活の様相が多様であることに配慮した内容

五 子どもの保護者の生活形態の相違により、子どもの利用時間及び利用日数に相違があることに配慮した内容

六 幼稚園教育要領に従つて編成された教育課程に基づく教育を行い、又は学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う時間(以下「共通利用時間」という。)において、幼児期の特性を踏まえ、人、物、自然、社会の事象その他の子どもを取り巻く環境を通じた教育活動の充実を図る必要があることに配慮した内容

2 認定こども園においては、条例第八条第三号の規定による教育及び保育に関する全体的な計画の編成並びに年、学期、月、週及び日々の指導計画の作成は、次に掲げる事項に留意して行われなければならない。

一 満三歳以上の子どものうち幼稚園教育要領に従つて編成された教育課程に基づく教育を行い、又は学校教育法第二十三条各号に掲げる目標が達成されるよう保育を行う時間のみ利用する子どもと教育及び保育時間相当利用児がいるため、子ども的一天の生活時

- 間において、活動と休息、緊張感と解放感等の調和を図ること。
 - 二 共通利用時間における教育及び保育のねらい及び内容が、前項第一号の内容に基づいていること。
 - 三 家庭や地域において異なる年齢の子どもと関わる機会が減少していることを踏まえ、満三歳以上の子どもについては、学級による集団活動と、満三歳に満たない子どもを含む異なる年齢の子どもによる活動とを、子どもの心身の発達の状況の相違に配慮しつつ、適切に組み合わせいくこと。
 - 四 受験等を目的とした知識や特別な技能の早期の獲得のみを指すような教育となることのないようにすること。
 - 五 教育及び保育の活動に保護者が積極的に参加できるようにすること。
- 3 認定こども園においては、条例第八条第四号に規定する園舎、保育室、屋外遊戯場、遊具、教材その他の教育及び保育の環境の構成は、次に掲げる事項に留意して行われなければならない。
 - 一 子どもの心身の発達の特性を踏まえ、満三歳に満たない子どもについては特に健康及び安全の確保並びに心身の発達の促進を十分に図り、満三歳以上の子どもについては学級による集団活動の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通して発達を促すとともに、異なる年齢の子どもとの交流等を図ること。
 - 二 利用時間が異なるなどの多様な子どもがいること並びに地域、家庭及び当該認定こども園における生活の連続性の観点から、子どもの生活が安定するよう一日の生活の態様を整えること。
 - 三 共通利用時間においては、個々の子どもの行動を理解し、かつ、予測し、それに基づき計画的に環境を構成するとともに、集団生活を通じて子どもの自立心が育てられ、人と関わる力が養われることから、子ども相互の学習が深まり、及び広がるように子どもの教育及び保育に従事する者の関わり方を工夫すること。
 - 四 子どもの教育及び保育に従事する者が子どもにとって重要な環境を構成する要素であることを考慮して、子どもと子どもの教育及び保育に従事する者との信頼関係を構築すること。
 - 4 認定こども園においては、条例第八条第五号に規定する日々の教育及び保育の指導は、次に掲げる事項に留意して行われなければならない。
 - 一 子どもの心身の発達の連続性を十分理解した上で、生活及び遊びを通じて総合的に指導を行うこと。
 - 二 子どもの心身の発達の個人差、施設の利用を始めた年齢の相違等による集団生活の経験年数の差、家庭環境の相違等を踏まえ、個々の子どもの発達の特性や課題に十分留意するとともに、特に満三歳に満たない子どもは大人への依存度が極めて高い等の特性があることに照らし、個々の子どもに応じた対応を図ること。
 - 三 一日の生活の態様や利用時間が異なる子どもが同一の施設で過ごすことによる不安や

動揺を子どもに与えないようにすること。

四 共通利用時間においては、同一又は前後の年齢の子どもとの集団生活の中で遊びを中心とする子どもの主体的な活動を通じて、子どもの心身の発達を促す経験が得られるようにすること。

五 望ましい食習慣を養うとともに、個々の子どもの状態に応じた食事の提供及び食物アレルギー等の食品による疾病への適切な対応を行うこと。

六 食育に関する計画を作成した上で、食育の取組を行うこと。

七 子どもの心身の発達の状況や個々の子どもで睡眠時間に差があることに配慮し、午睡の時間（認定こども園での生活における睡眠の時間をいう。）が一律とならないようにすること。

八 子ども健康状態、発達の状況、家庭環境等から特別な配慮が必要な子どもについて、適切な環境の下で健やかな心身の発達が図られるようにすること。

九 子ども保護者と認定こども園とが日常的な連携を図るとともに、職員間の連絡及び協力の体制を築くこと。

5 認定こども園においては、条例第八条第六号に規定する小学校教育との連携は、次に掲げる事項に留意して行われなければならない。

一 連携を通じて教育及び保育の内容の質の向上を図ること。

二 認定こども園の子どもと小学校の児童との交流及び認定こども園の職員と小学校の職員との交流を積極的に進めること。

三 小学校との積極的な情報の共有を図るとともに、相互理解を深めること。
(職員の資質向上等)

第十条 認定こども園においては、条例第九条に規定する職員の資質の向上等は、次に掲げる事項に留意して図られなければならない。

一 職員に対し自発的な資質の向上に努めさせること。

二 幼稚園の教員免許状を有する者と保育士登録を受けた者との相互理解を図ること。

三 勤務体制の整備、研修の実施時期等を工夫することにより、研修の機会を確保すること。

(子育て支援事業)

第十一条 認定こども園においては、条例第十条に規定する子育て支援事業は、次に掲げる事項に留意して実施されなければならない。

一 保護者の子育ての能力の向上を積極的に支援すること。

二 保護者が利用を希望するときに利用できるようにすること。

三 地域における人材その他の多様な社会資源を活用すること。

附 則

この規則は、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に基づく教育、保育等を総合的に提供する施設の認定の基準を定める条例の一部を改正する条

例（平成二十六年広島県条例第四十五号）の施行の日から施行する。